

公募公告

国立障害者リハビリテーションセンター自立支援局秩父学園（以下「当学園」という。）は、当学園内における職員等の利便性を確保するため、菓子及び清涼飲料水等自動販売機の設置・運営者（以下「運営者」という。）について、以下のとおり公募を行います。

令和5年11月13日

国立障害者リハビリテーションセンター

自立支援局秩父学園庶務課長 時末 大揮

1 公募に付する事項

(1) 件名

秩父学園における菓子及び清涼飲料水等自動販売機の設置・運営事業

(2) 業務内容

菓子及び清涼飲料水等自動販売機（1台）の設置・運営

菓子については、清涼飲料水等自動販売機に付随した菓子販売サービスの提供も可。

(3) 設置期間

令和6年1月1日から令和6年3月31日まで

ただし、特段の事情がなければ、年度単位で許可の更新を行い、初年度も含め最長5年まで設置可能とする。

なお、運営者が行う設置・撤去等に要する期間は使用許可期間に含む。

(4) 設置場所

〒359-0004 埼玉県所沢市北原町 860

国立障害者リハビリテーションセンター自立支援局秩父学園 給食棟

(5) 設置方法及び条件

国有財産法（昭和23年法律第73条）第18条第6項の規定に基づく行政財産の使用許可により設置する。

2 応募資格

(1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 厚生労働省から業務等に関し指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

(4) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。

(5) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。

(6) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。

(7) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接

- 的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
- (8) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。
- (9) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
- (10) 暴力団又は暴力団員及び(6)から(9)までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者でないこと。
- (11) 次の要件を満たす者であること。
- ① 次に掲げる制度が適用される者にあつては、本公募の応募申請書及び企画提案書提出期限の直近2年間(オ及びカについては2保険年度)の保険料について滞納がないこと。
- ア 厚生年金保険、イ 健康保険(全国健康保険協会が管掌するもの)、ウ 船員保険、エ 国民年金、オ 労働者災害補償保険、カ 雇用保険
- ※各保険料のうちオ及びカについては、当該年度における年度更新手続を完了すべき日が未到来の場合にあつては前年度及び前々年度、年度更新手続を完了すべき日以降の場合にあつては当該年度及び前年度の保険料について滞納がない(分納が認められているものについては納付期限が到来しているものに限る。)こと。
- ② 本公募の応募申請書及び企画提案書提出期限の直近1年間において、厚生労働省が所管する法令に違反したことにより送検され、行政処分を受け、又は行政指導(行政機関から公表されたものに限る。)を受けた者にあつては、本件業務の公正な実施又は本件業務に対する国民の信頼の確保に支障を及ぼすおそれがないこと。
- ※これに該当すると思われる事実がある者は、あらかじめ3の問い合わせ先に照会すること。

3 募集要領の交付場所及び問い合わせ先

〒359-0004 埼玉県所沢市北原町 860

国立障害者リハビリテーションセンター自立支援局秩父学園庶務課 山本

T E L : 04-2992-2839

メール: chichibukaikei@mhlw.go.jp

4 応募申請書等の提出

- (1) 提出期限 令和5年12月1日(金)17時
- (2) 提出場所 3に同じ
- (3) 提出方法 持参または郵送(郵送の場合は受付期限内必着)

5 選定方法

公募要領に基づき提出された企画提案書等の審査を実施し、最も優れた提案等を行った者を選定する。

6 その他

詳細は、公募に関する募集要領による。